

新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ)

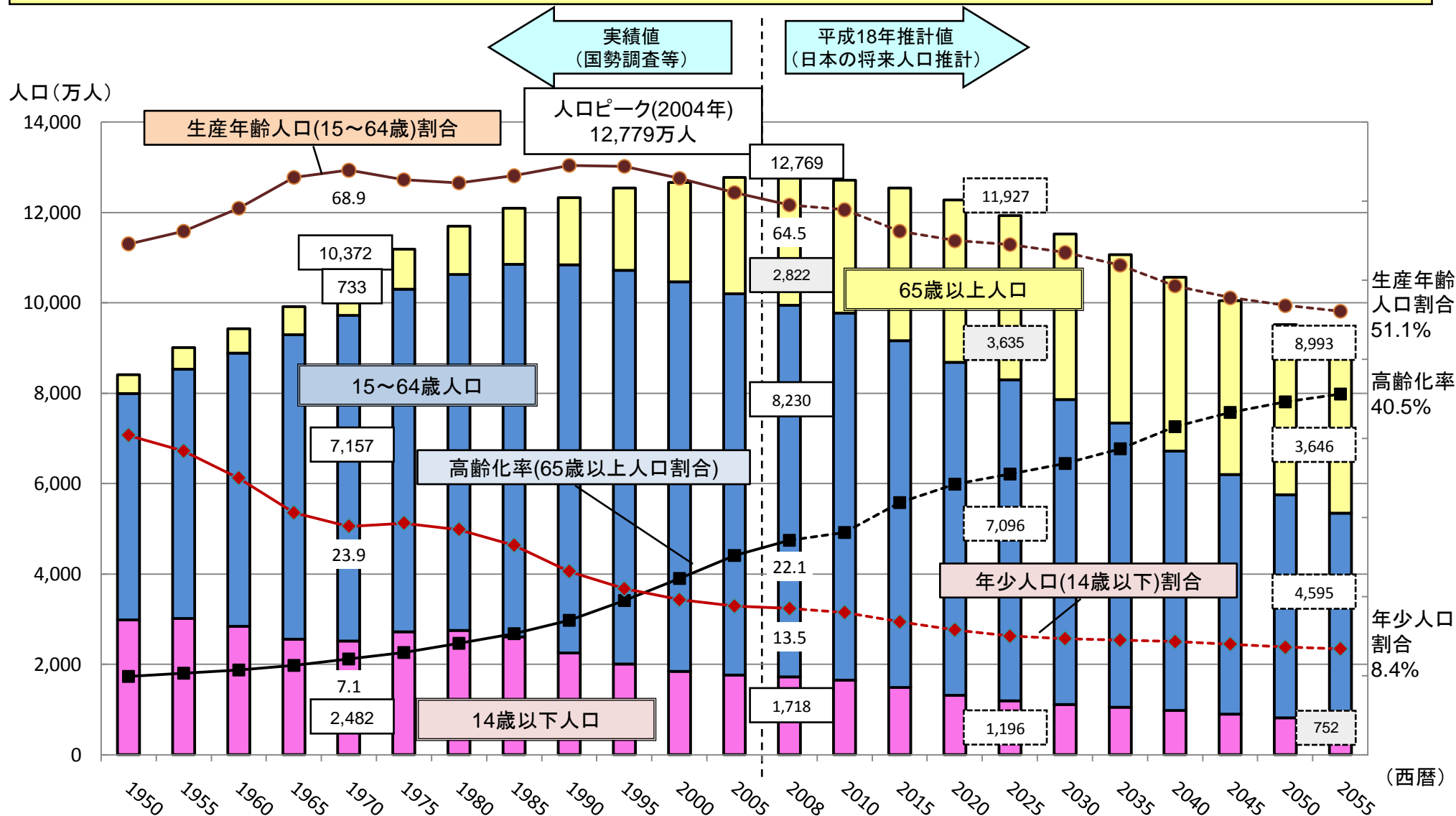
参 考 資 料 (案)

平成22年 6月 29日
新年金制度に関する検討会

人口・家族

我が国の人口の推移

我が国の人口は2004年にピークを迎え、減少局面に入っている。2055年には9000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されている

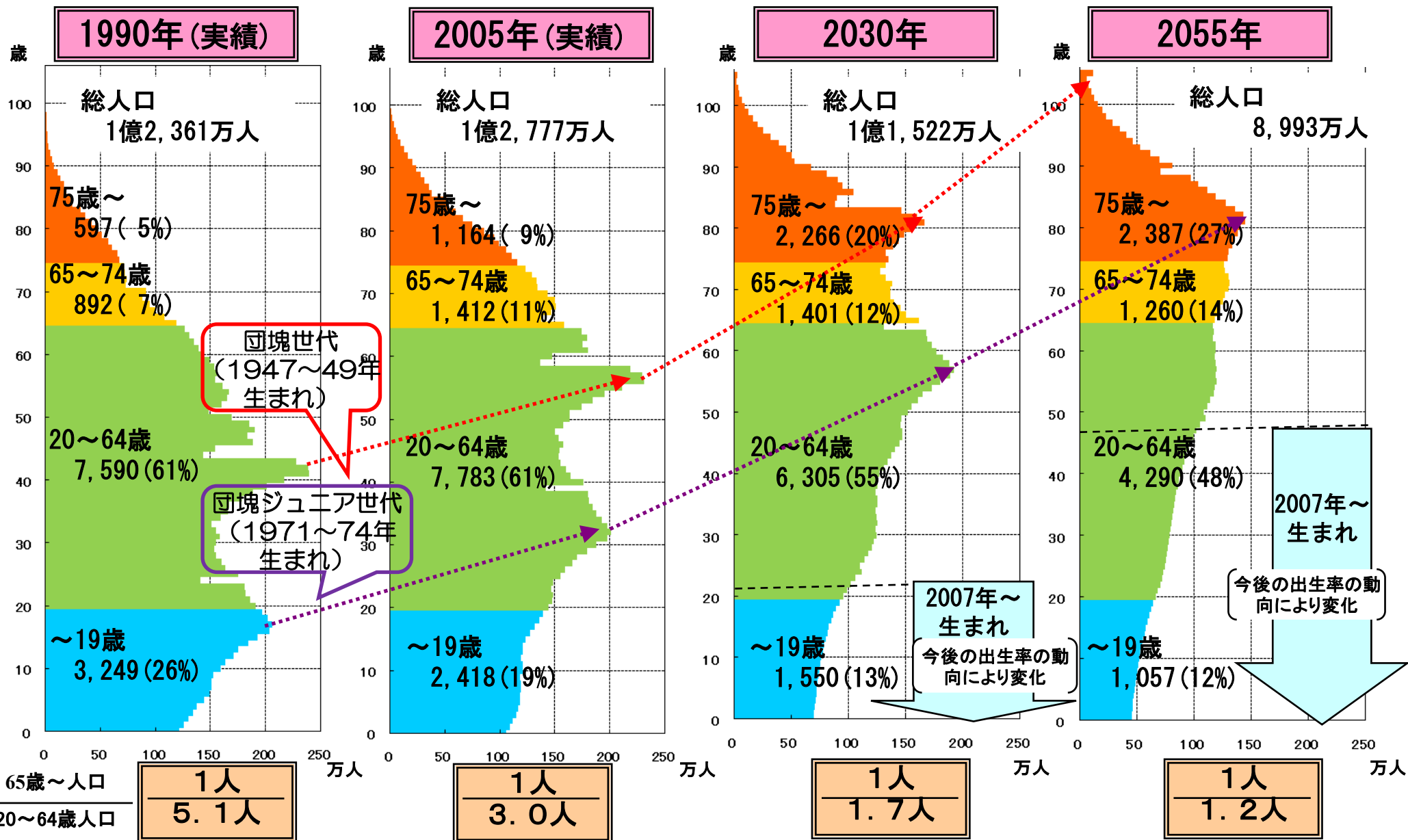


資料出所: 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2008年は総務省統計局「推計人口(年報)」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

人口ピラミッドの変化

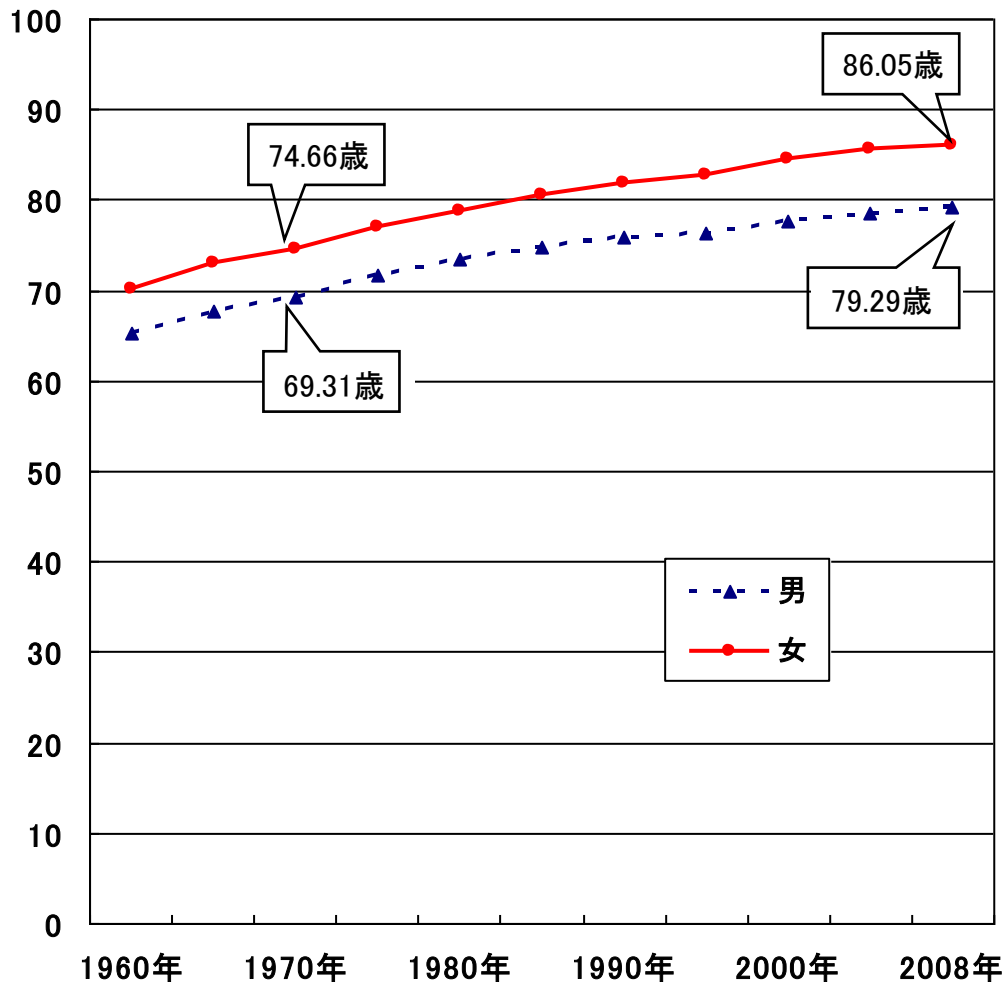
—平成18年中位推計—

我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている姿になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える姿になると想定



我が国の平均寿命

○ 平均寿命の推移

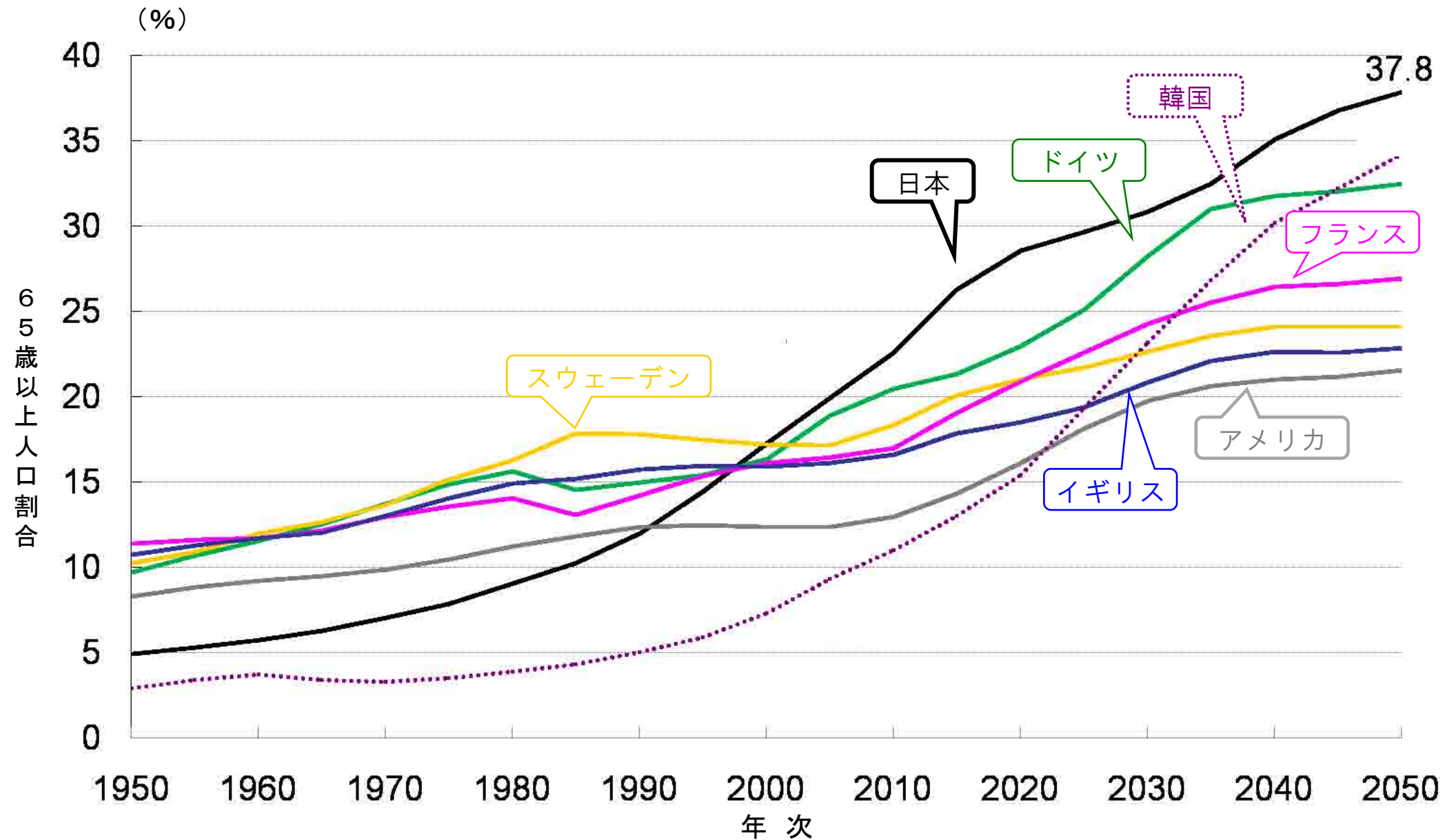


資料出所： 厚生労働省「平成20年簡易生命表」

○ 平均寿命の国際比較

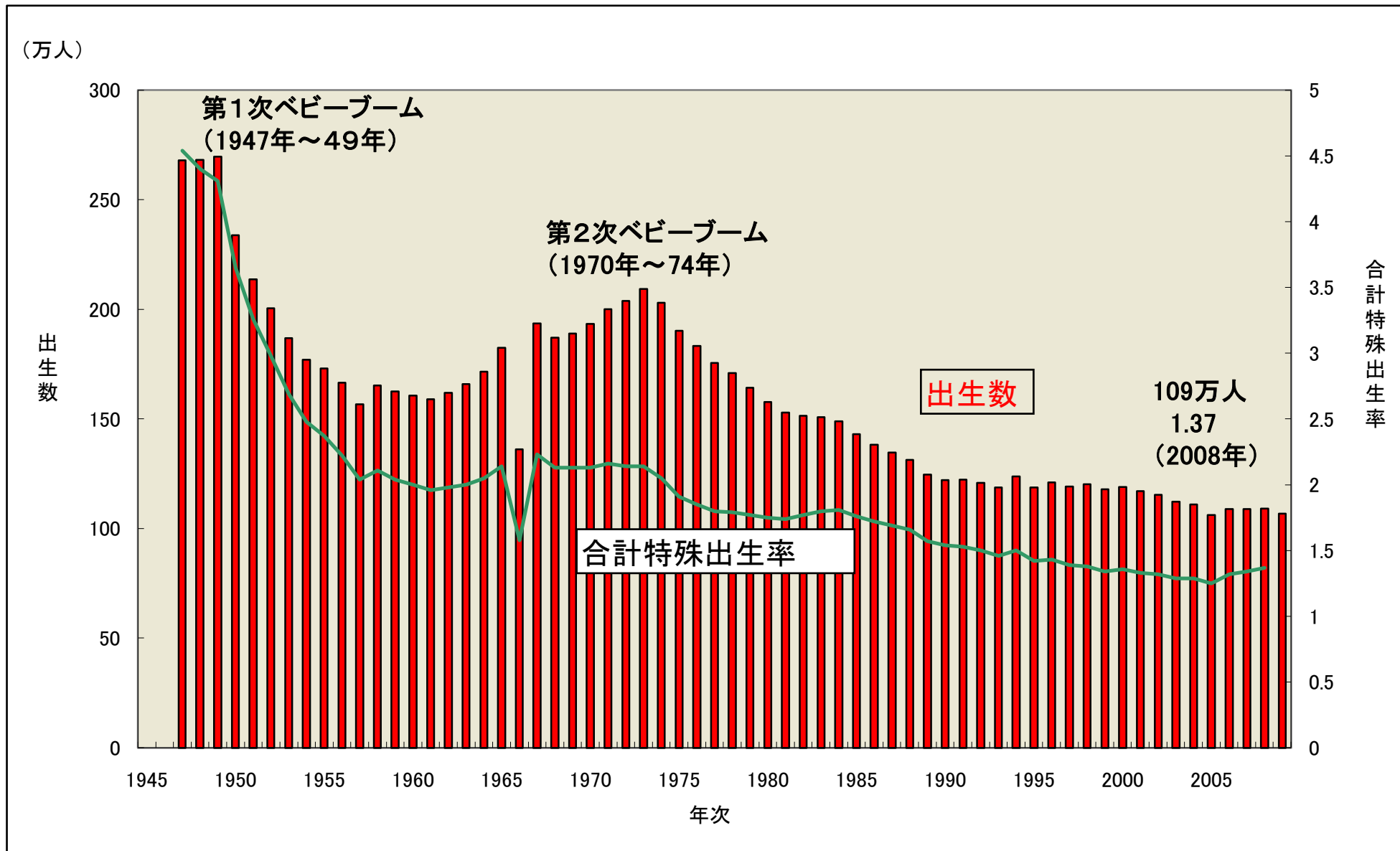
国名	作成基礎期間	男	女
日本	2008	79.29	86.05
カナダ	2005	78.0	82.7
アメリカ合衆国	2006	75.1	80.2
中国	2000	69.63	73.33
インド	2001-2005	62.3	63.9
韓国	2007	76.1	82.7
マレーシア	2007	71.7	76.5
シンガポール	2007	78.2	82.9
タイ	2002	69.9	74.9
フランス	2008	77.5	84.3
ドイツ	2005-2007	76.89	82.25
アイスランド	2008	79.6	83.0
イタリア	2006	78.44	83.98
ロシア	2006	60.4	73.2
スウェーデン	2008	79.10	83.15
イギリス	2005-2007	77.2	81.5
オーストラリア	2005-2007	79.0	83.7

諸外国の65歳以上人口割合の推移



資料出所： United Nations, World Population Prospects 2008

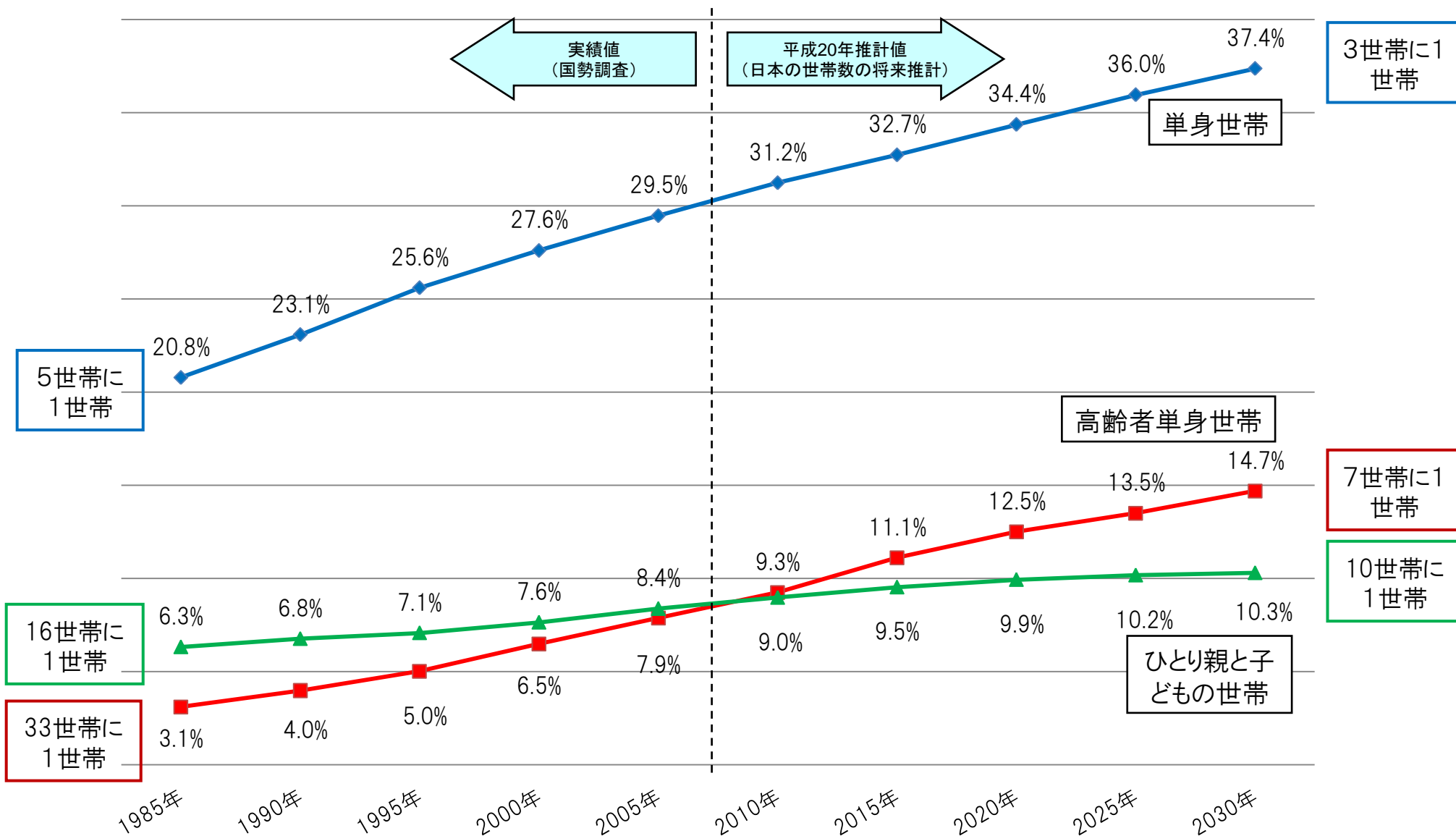
日本の出生数と合計特殊出生率の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

世帯構成の推移と見通し

○ 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2030年で約4割に達する見込み。（全世帯数約4,906万世帯（2005年））



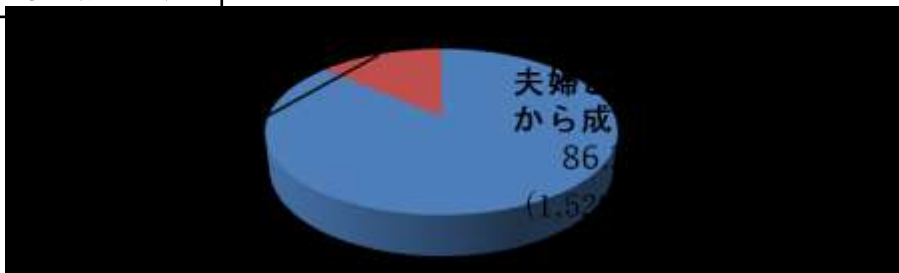
資料出所：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

世帯状況の変化

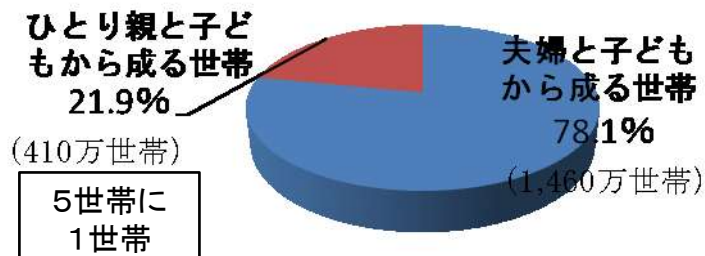
- 子どもがいる核家族世帯のうち、ひとり親世帯の割合は、今後とも増加が予想されている。
- 3世代世帯（夫婦と子どもと親が含まれる世帯）の割合は減少している。

○ 子どもがいる核家族世帯に占めるひとり親世帯

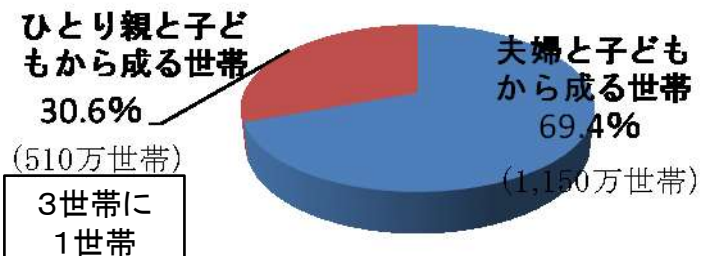
1985年（過去）



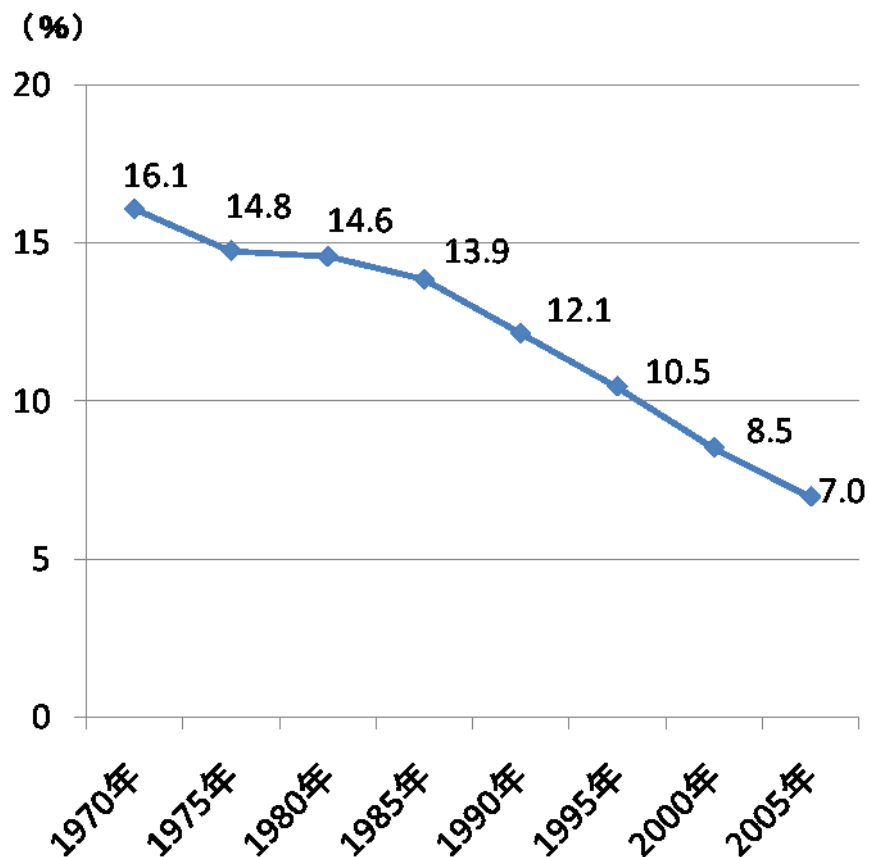
2005年（現在）



2025年（将来）



○ 3世代世帯の割合



資料出所：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」

高齢者の世帯形態の将来推計

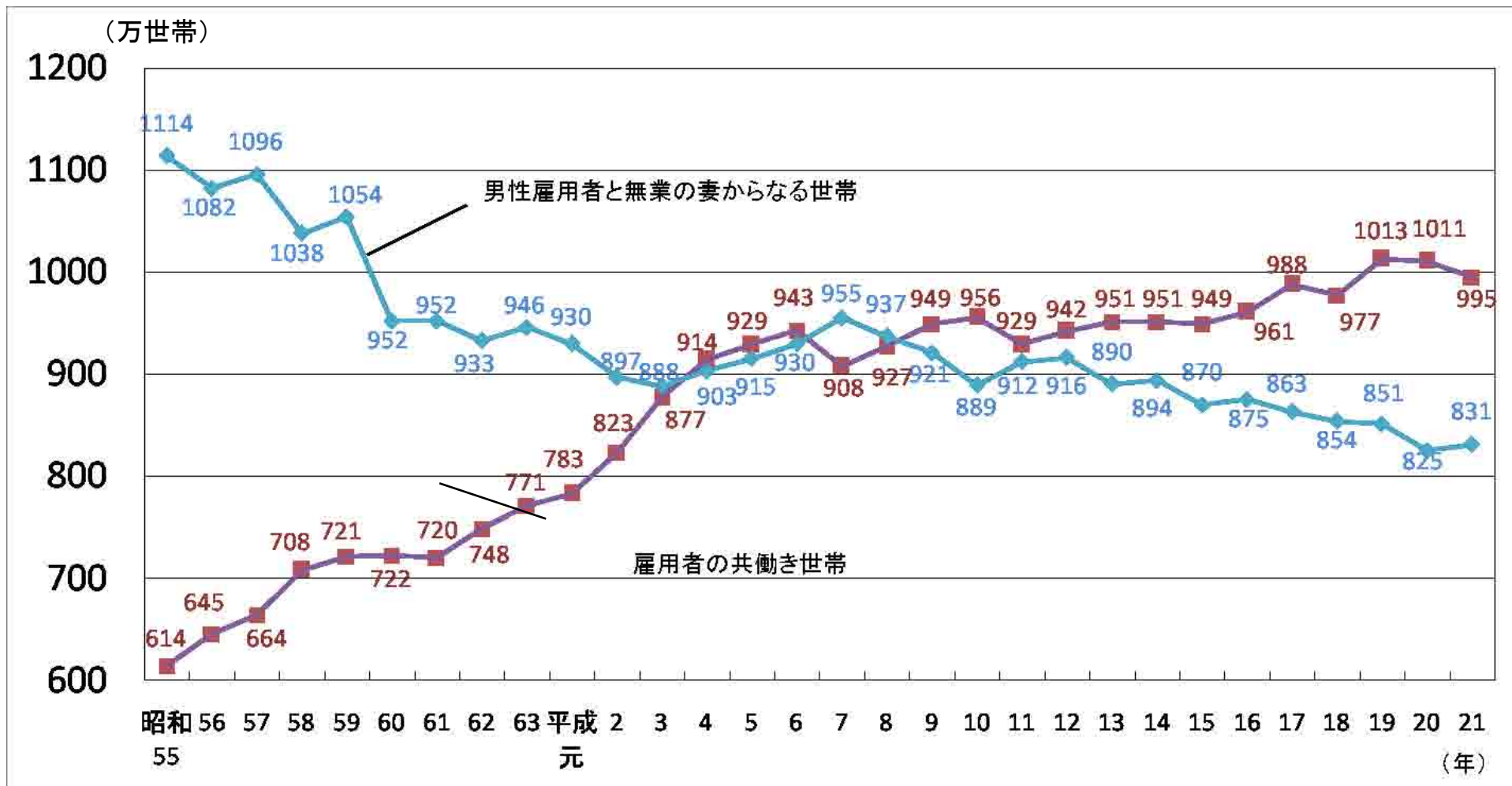
世帯主が65歳以上の世帯は、2005年の3割から2030年には4割へと上昇する。
 世帯主が65歳以上の世帯の中では、現在は、夫婦のみの世帯が多いが、将来は一人暮らしの単身世帯が最も多くなると見込まれている。

(万世帯)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
一般世帯	4,906 万世帯	5,028	5,060	5,044	4,983	4,880
世帯主が 65歳以上	1,355 万世帯	1,568	1,803	1,899	1,901	1,903
単独 (比率)	386万世帯 28.5%	466 29.7%	562 31.2%	631 33.2%	673 35.4%	717 37.7%
夫婦のみ (比率)	465万世帯 34.3%	534 34.0%	599 33.2%	614 32.3%	594 31.2%	568 29.9%
単身＋夫婦 のみ	62.8%	63.7%	64.4%	65.5%	66.6%	67.6%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

片働き世帯及び共働き世帯数の推移



備考1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、平成14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。

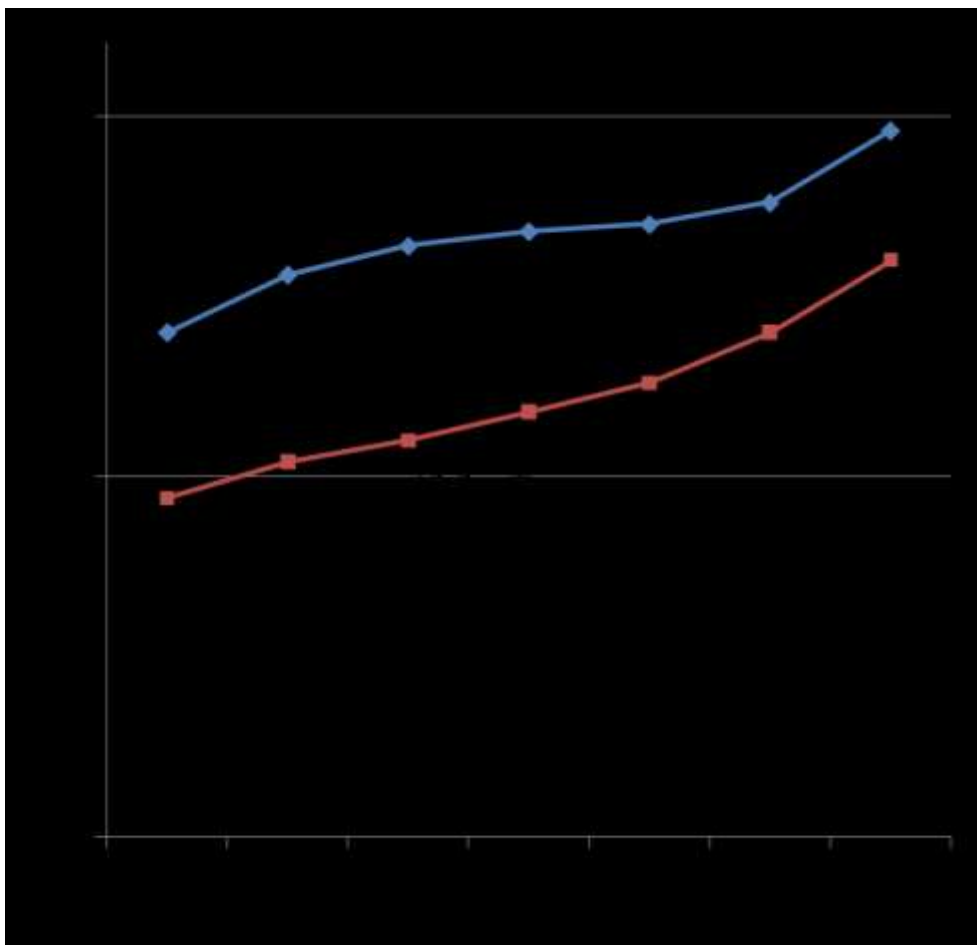
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

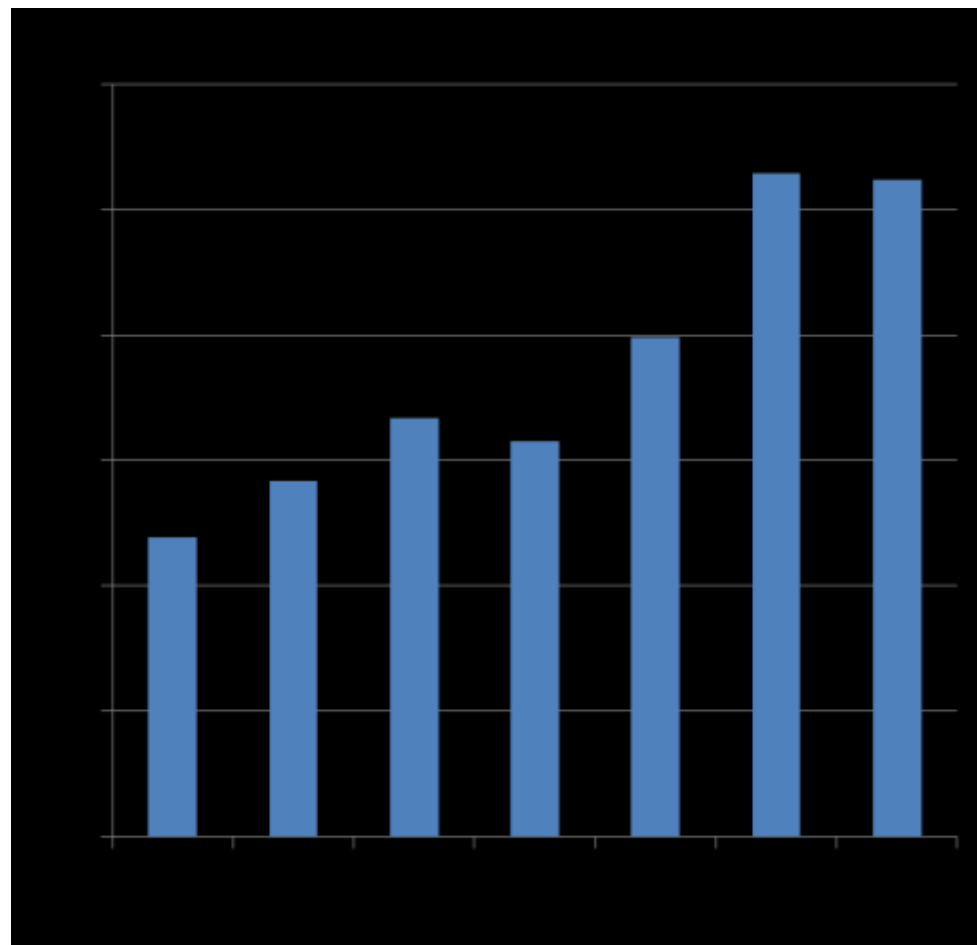
婚姻・離婚の状況

- 平均初婚年齢は夫、妻とも上昇しており晩婚化が進んでいる。
- 離婚件数は増加傾向にある。

○ 平均初婚年齢



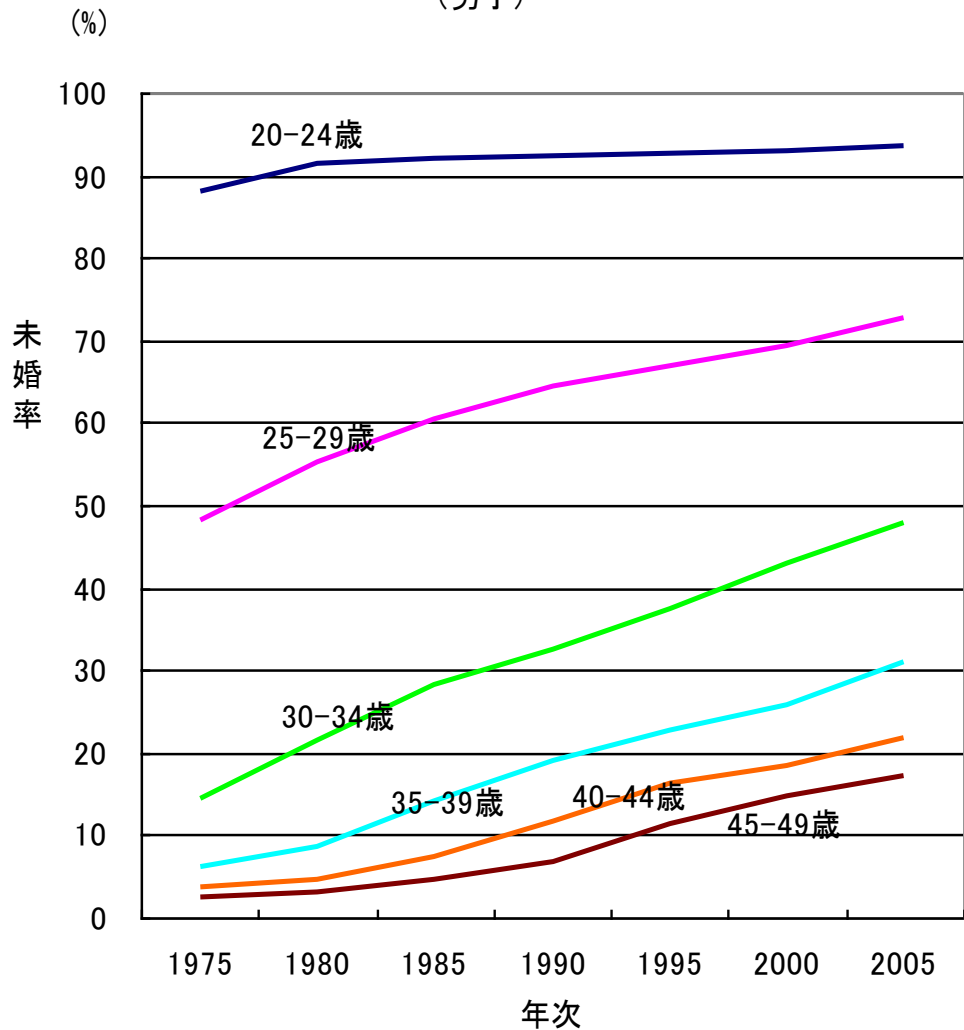
○ 離婚件数



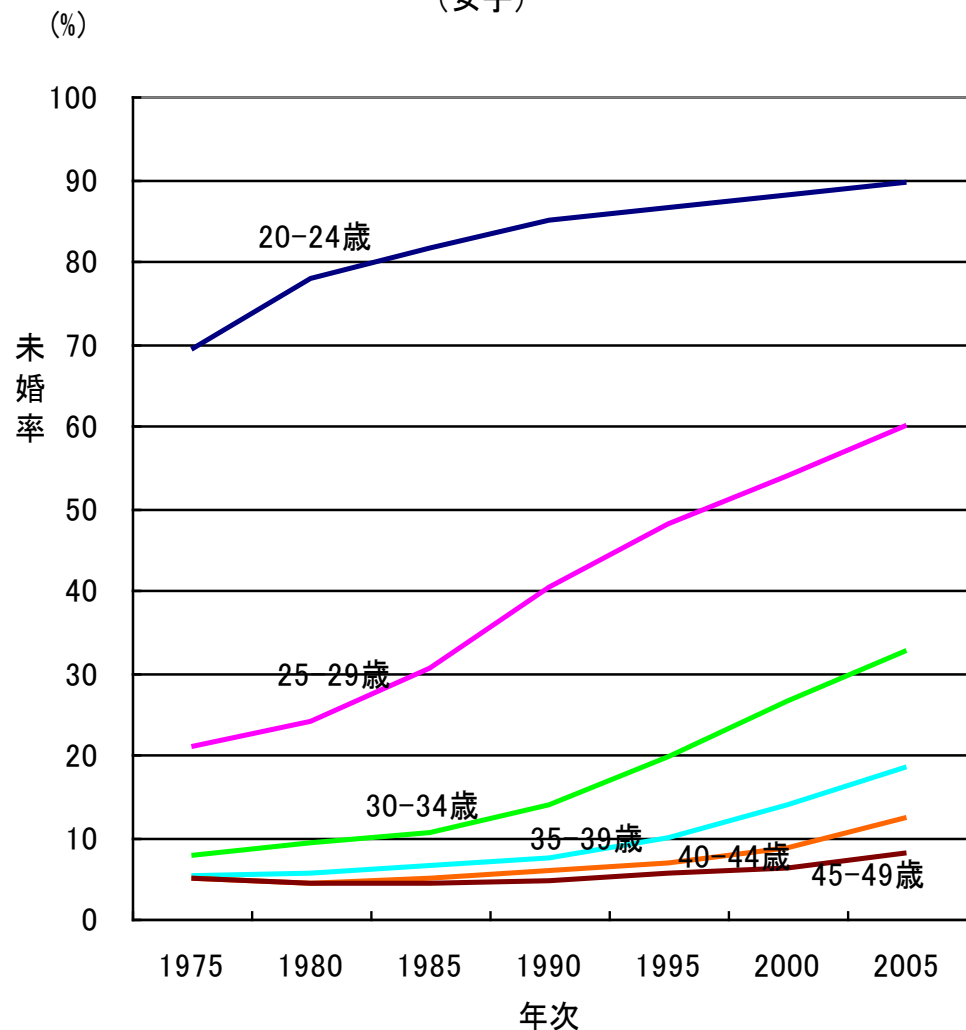
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

年齢別・男女別未婚率の推移

(男子)



(女子)

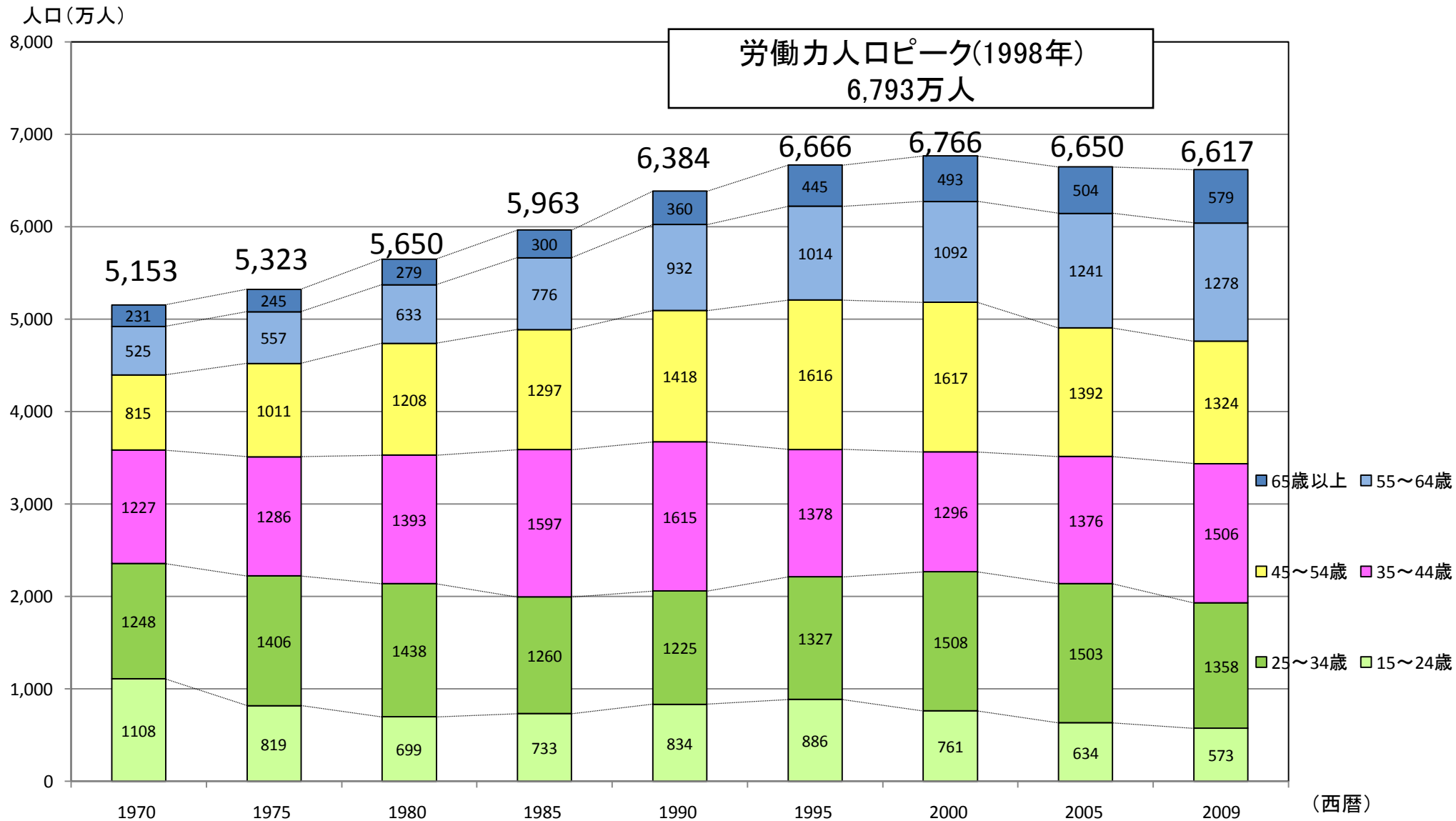


資料出所：総務省統計局「国勢調査」

雇用・労働

我が国の労働力人口の推移

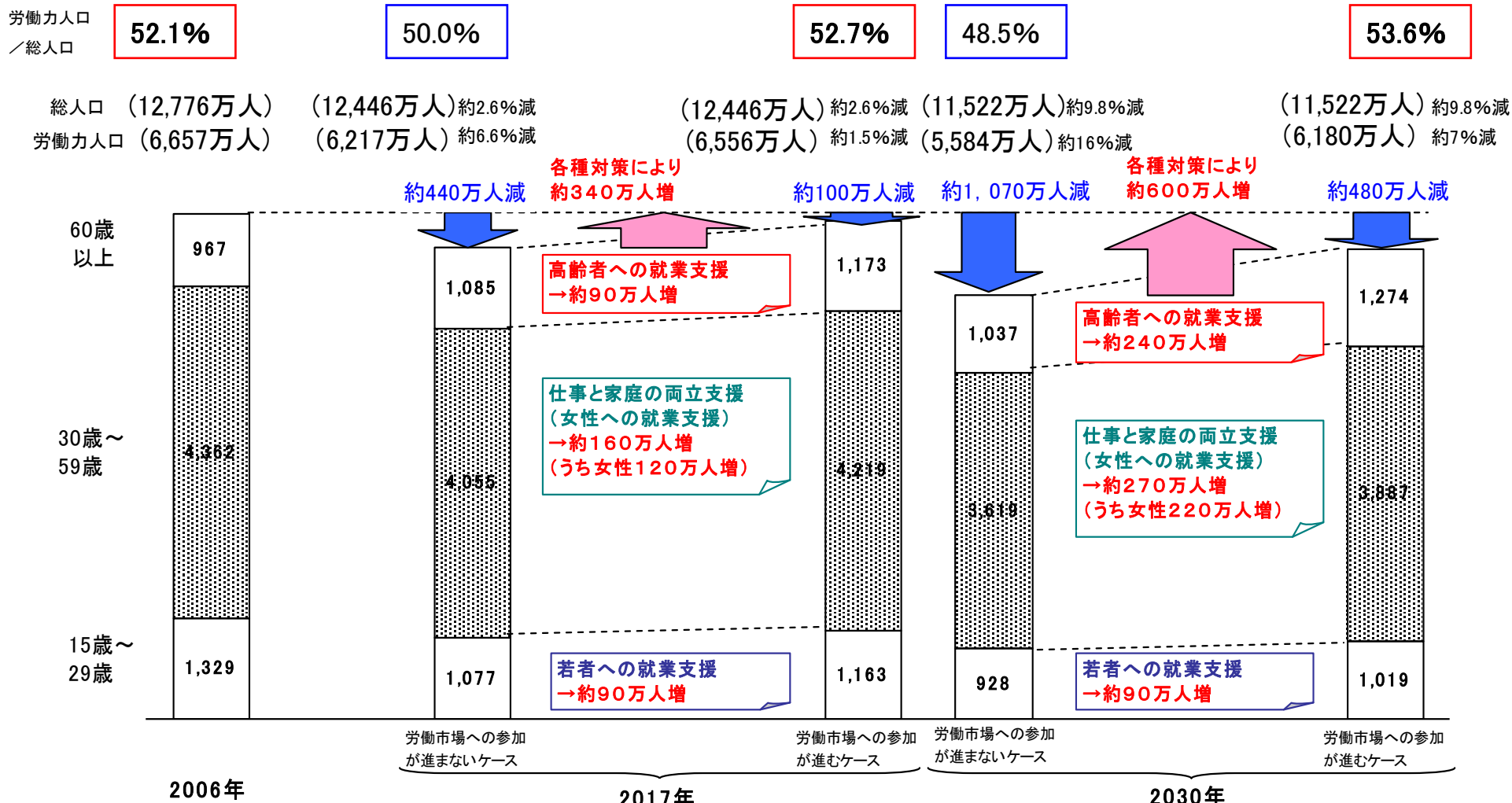
我が国の労働力人口は、1970年には5153万人だったのが増加を続け、1998年にはピークを迎えて6793万人となり、以後は減少傾向となっている。



資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

労働力人口の見通し

○ 若者、女性、高齢者など全ての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境を整えることによって、総人口の減少率よりも労働力人口の減少率を一定程度抑えることが可能。



(資料出所) 総人口については、2006年は総務省統計局「人口推計」、2017年、2030年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2006年12月推計)による。

労働力人口については、2006年は総務省統計局「労働力調査」、2017年、2030年はJILPT「2007年度需給推計研究会」における推計結果。

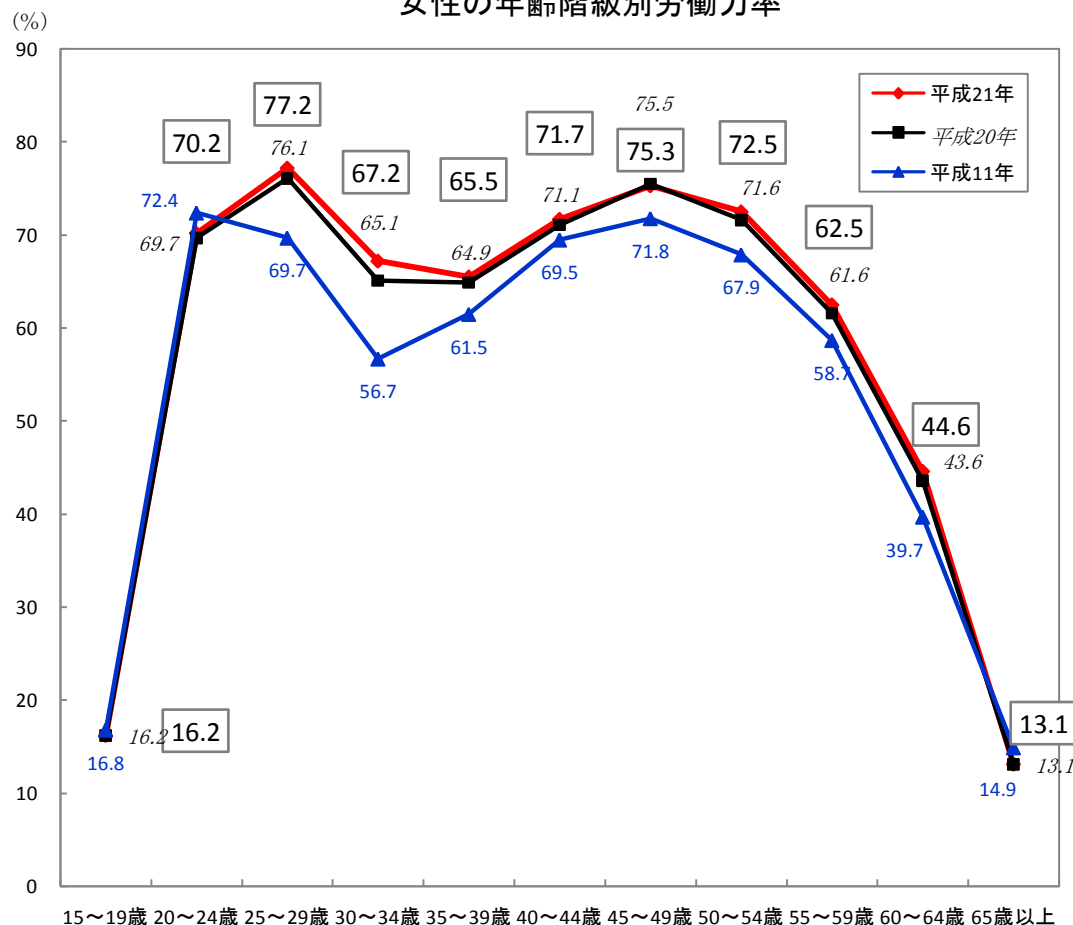
(注) 1 「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じるにより、より多くの者が働くことが可能となったと仮定したケース

(注) 2 2017年、2030年における総人口及び労働力人口の推計横の割合については、2006年における総人口又は労働力人口と比較したもの。

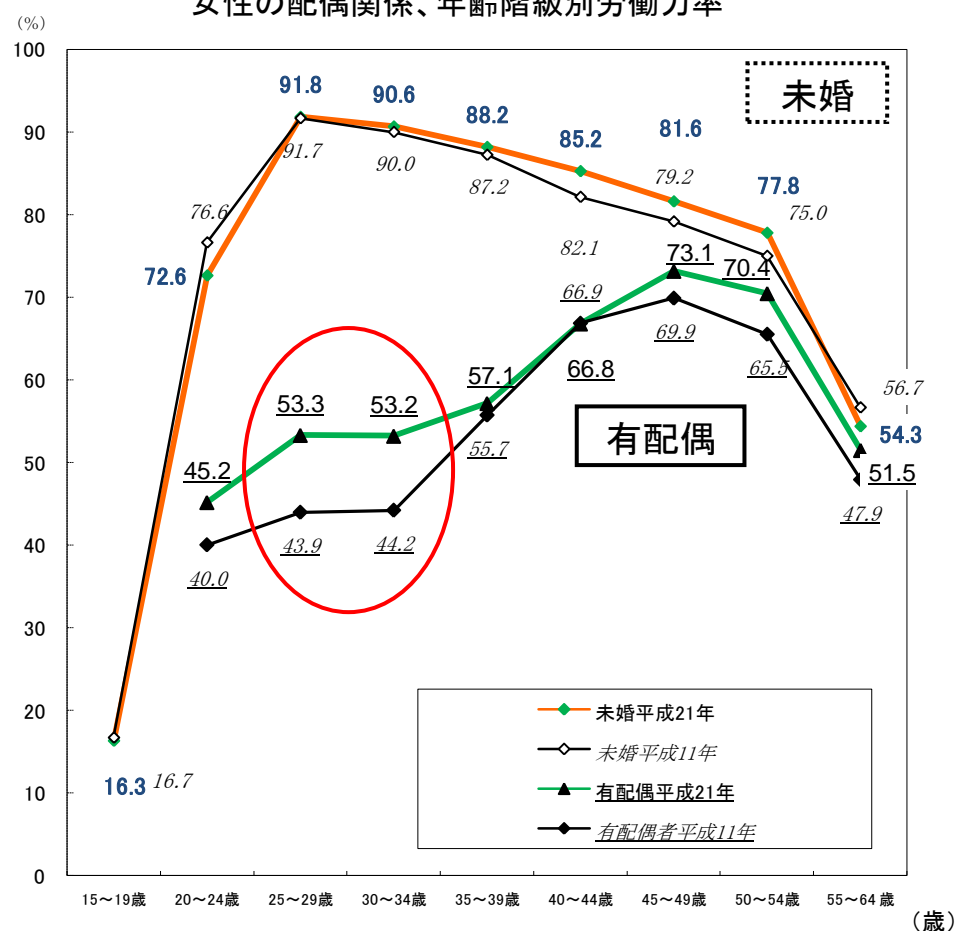
女性の労働力率の変化（全体と配偶関係別）

- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いている。
- 10年前と比べると多くの年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると未婚者に大きな変化はないが、有配偶者の「25～29歳」、「30～34歳」の上昇幅大

女性の年齢階級別労働力率



女性の配偶関係、年齢階級別労働力率

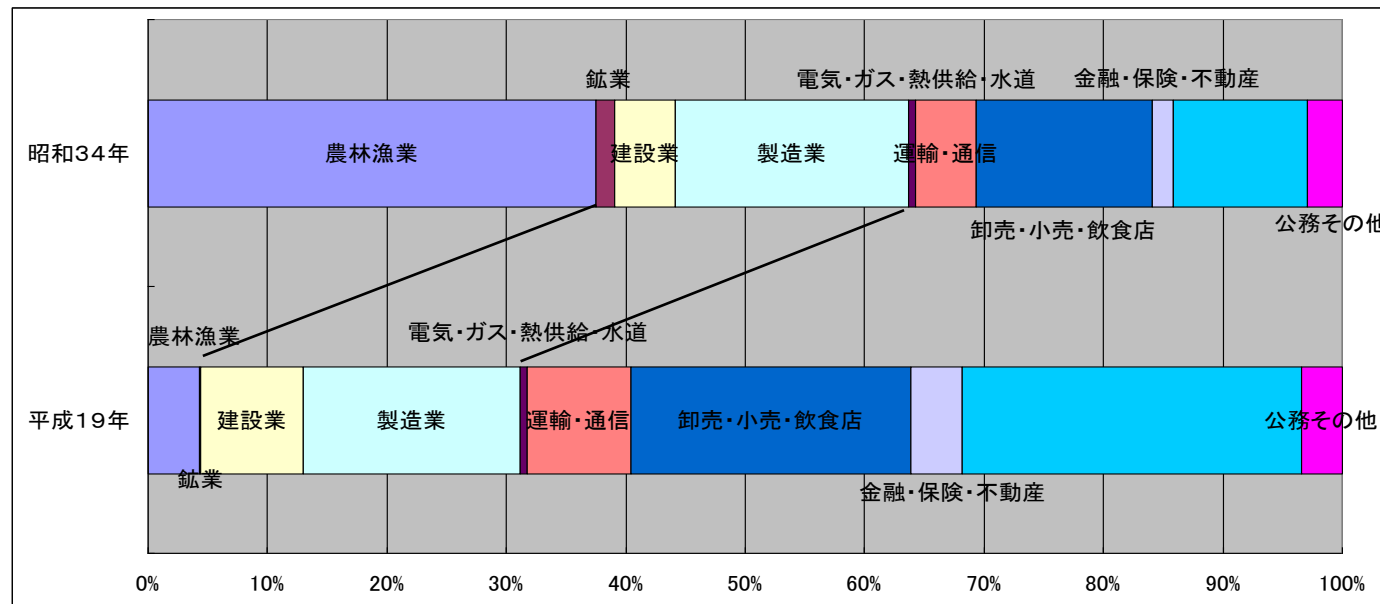


就業構造の変化

国民年金制度が発足した昭和30年代と現在を比べると、産業構造や就業構造は大きく変化している。

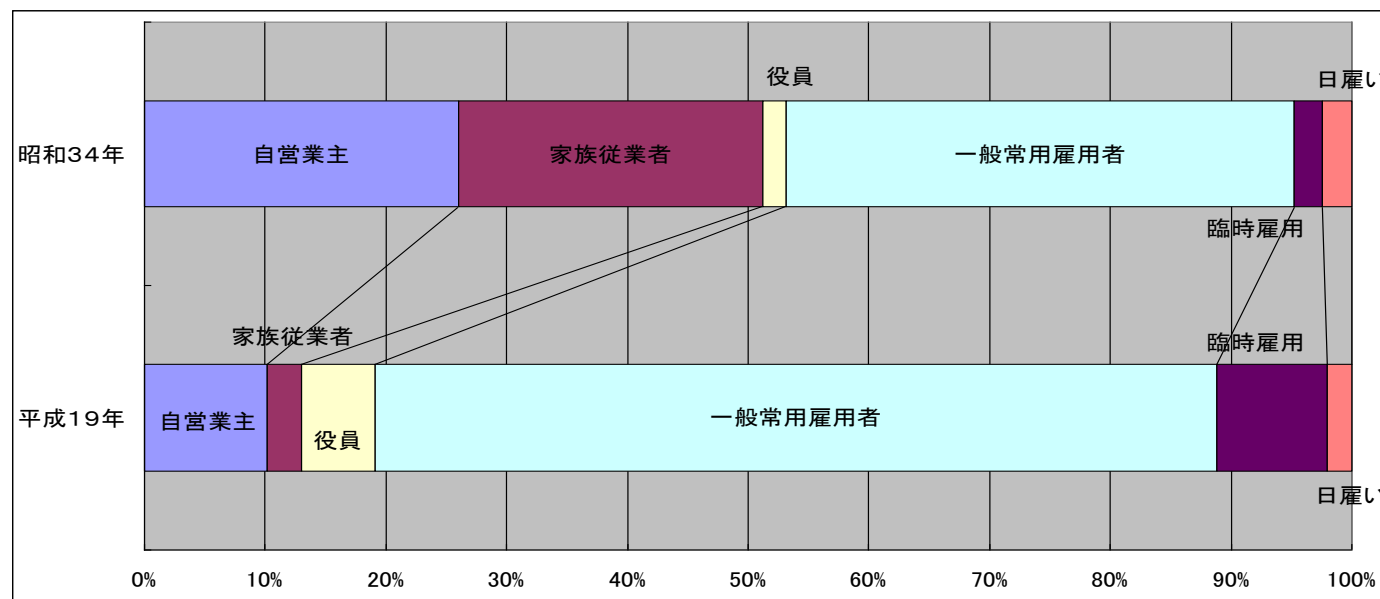
産業別有業者割合の変化

第1次産業は大きく減少し、第3次産業が全体の約7割を占めるに至っている



従業上の地位別有業者割合の変化

自営業者と家族従業者は大きく減少し、雇用者が増大している
臨時雇用も増大している



(注)臨時雇用: 1ヶ月以上1年以内の雇用契約で雇われている者

国民年金加入者（第1号被保険者）の就業状況

- 国民年金第1号被保険者のうち約4割(39.4%)が、常用雇用及び臨時・パートの者で占められている。
- 平成11年からの推移をみると、常用雇用及び臨時・パートの割合が上昇し、自営業者の割合が低下している。

(単位:%)

	平成11年調査	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
自営業主	22.6	17.8	17.7	15.9
家族従業者	11.3	10.1	10.5	10.3
常用雇用	9.8	10.6	12.1	13.3
臨時・パート	16.6	21.0	24.9	26.1
無職	34.9	34.7	31.2	30.6
不詳	4.8	5.7	3.6	3.8

※【常用雇用】正社員の他に、雇用者であって1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者のことをいう。

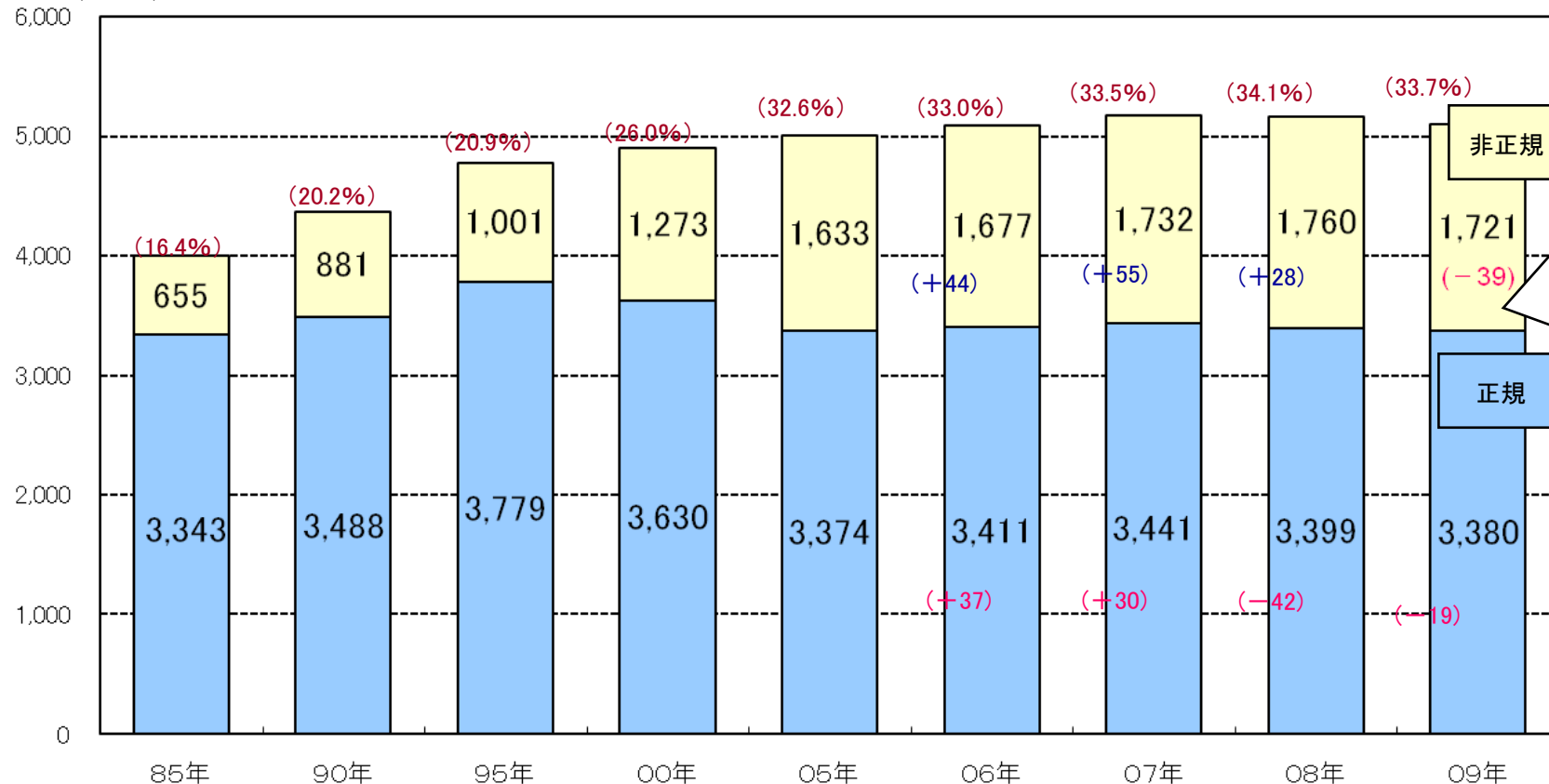
【臨時・パート】自営業者・雇用者以外の就業者をいう。登録社員や派遣社員などのフルタイムでない雇用者や、家庭教師のアルバイト、内職などが該当

資料出所:厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移

- 正規雇用者数は近年減少傾向。
- 非正規の職員・従業員は平成15年以降で初めて減少。
- 派遣労働者は前年に比べ32万人減少。

(万人)



アルバイト
339(19.7%)

パート
814(49.3%)

派遣社員108(6.3%)

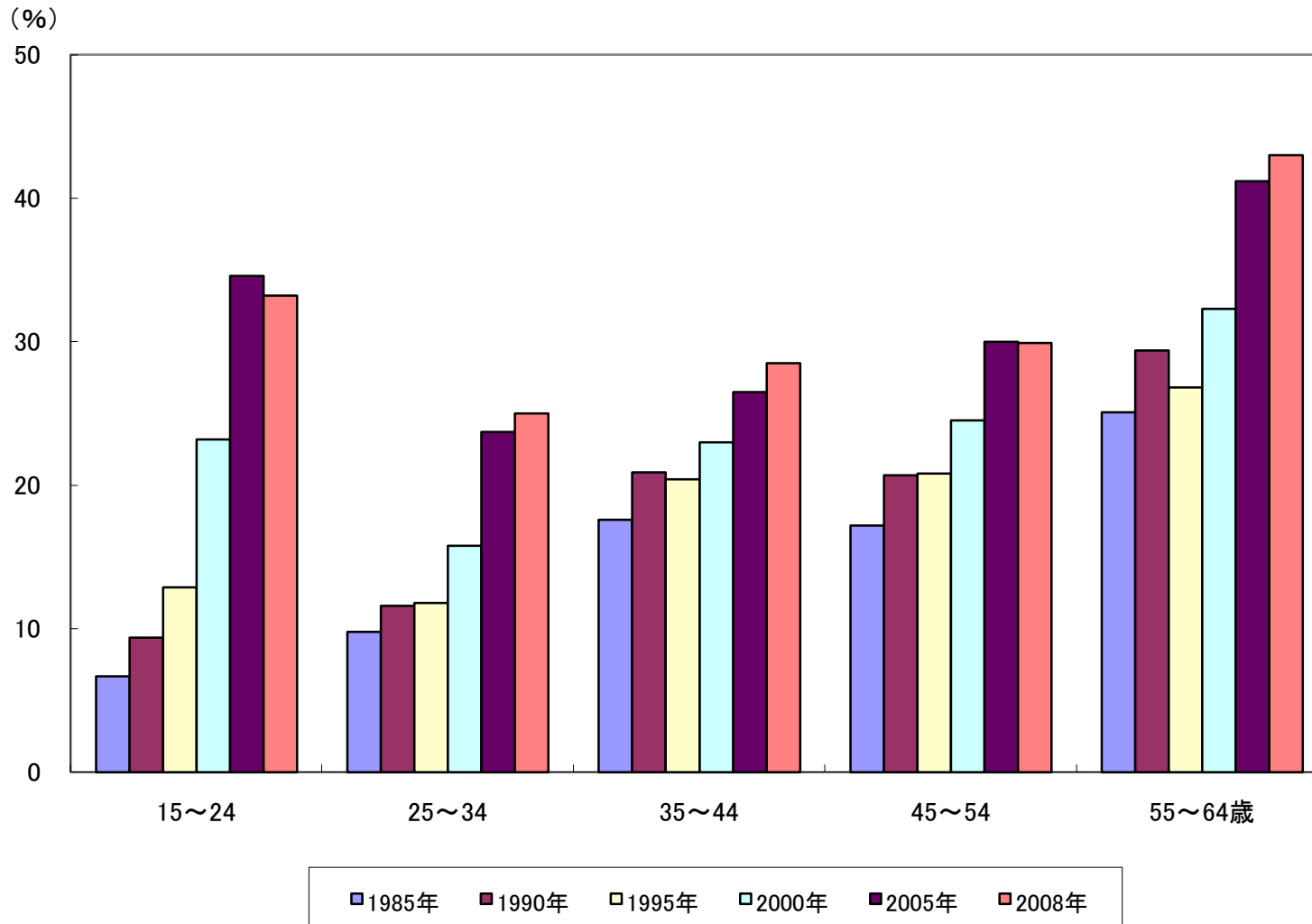
契約社員
嘱託・その他
460(26.7%)

資料出所：2000年までは「労働力調査（特別調査）」（2月調査）、2005年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

(注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

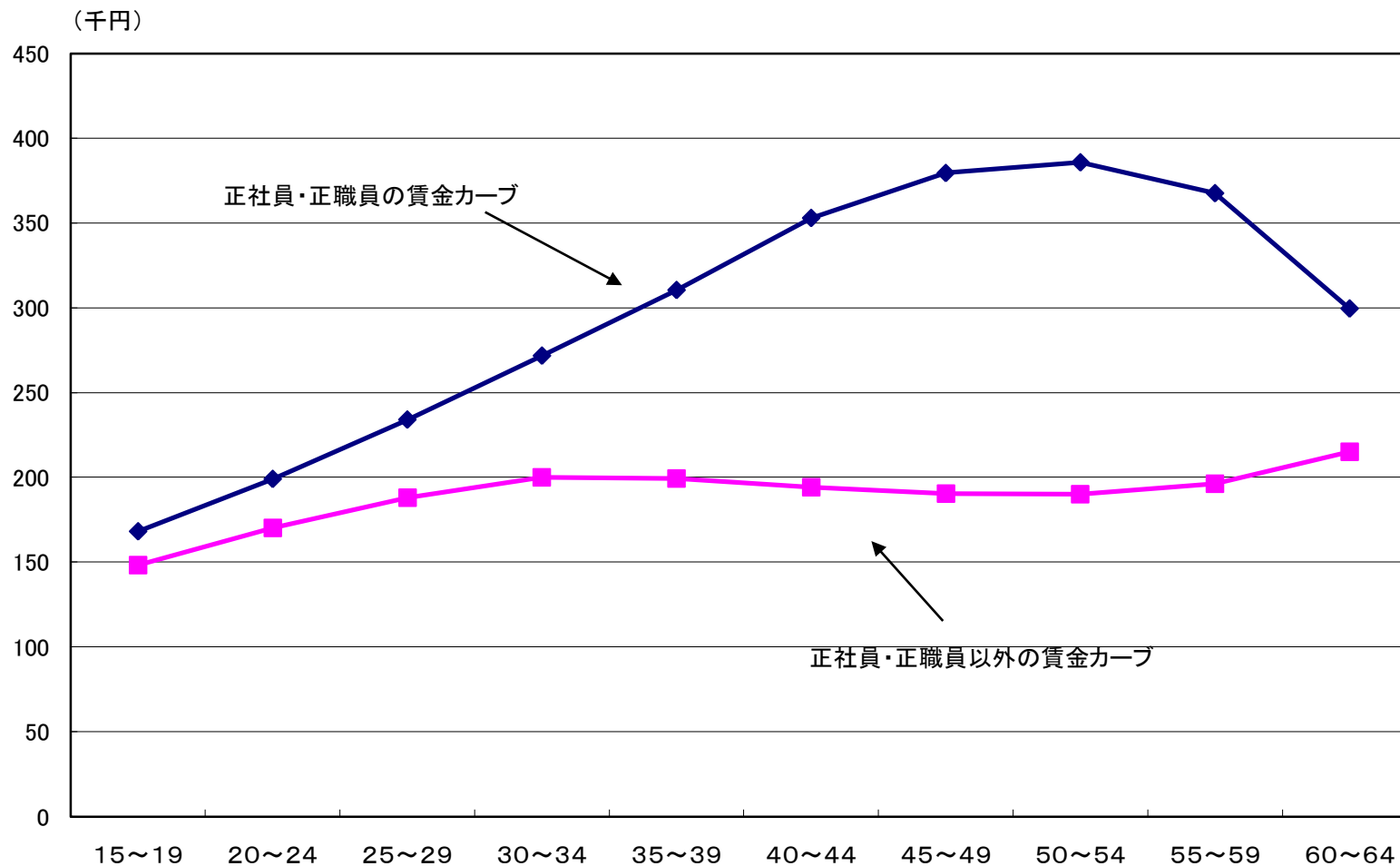
年齢別の正規職員・従業者以外の者の割合

- 正規の職員・従業者以外の者の割合は、すべての年齢層において上昇傾向。
- 特に15歳～24歳層において、1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく上昇。
(なお、2000年代半ば以降においては、若干の低下。)



就業形態別にみた一般労働者の賃金カーブ

○ 雇用形態別の賃金をみると、正社員・正職員が310.4千円、正社員・正職員以外が194.6千円となっている。



(歳)

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成21年)

(注) 1 賃金は所定内給与。

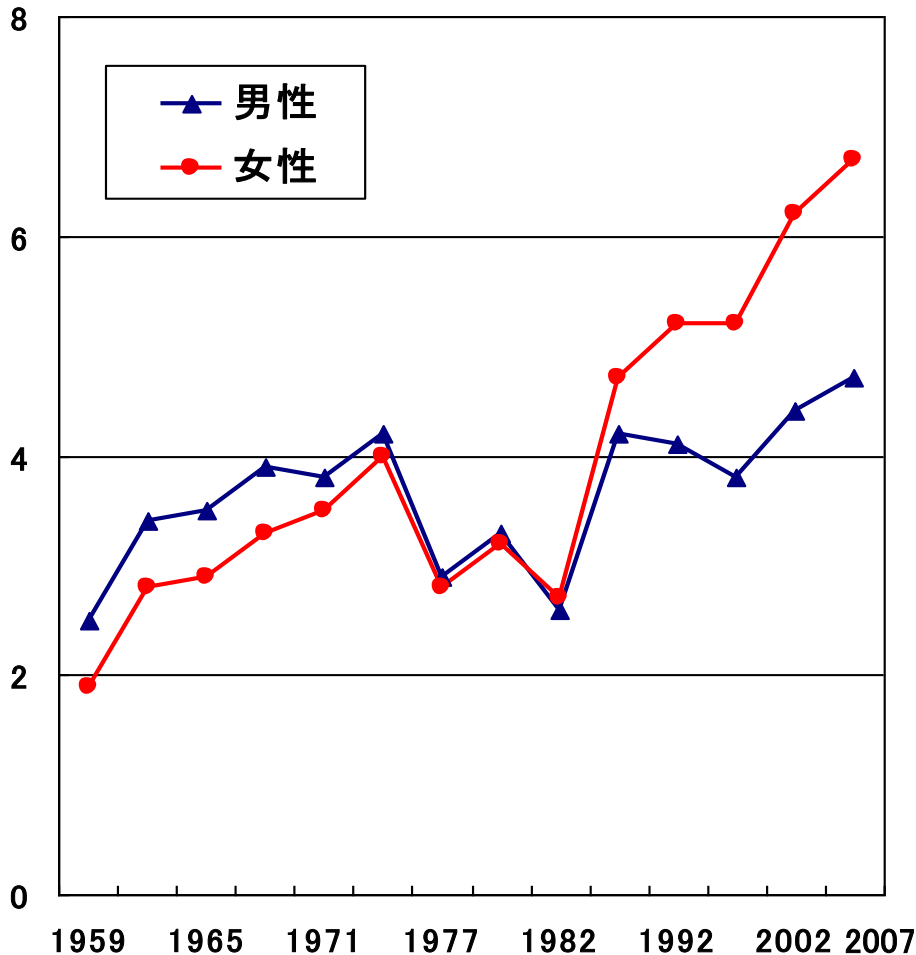
2 「正社員・正職員」とは、事業所において正社員・正職員としている労働者であり、「正社員」「正規社員」等、事業所での呼称を問わない。

3 「正社員・正職員以外」とは、事業所の常用労働者のうち「正社員・正職員」に該当しない労働者であり、「パート」「アルバイト」「嘱託」「準社員」等、事業所での呼称を問わない。

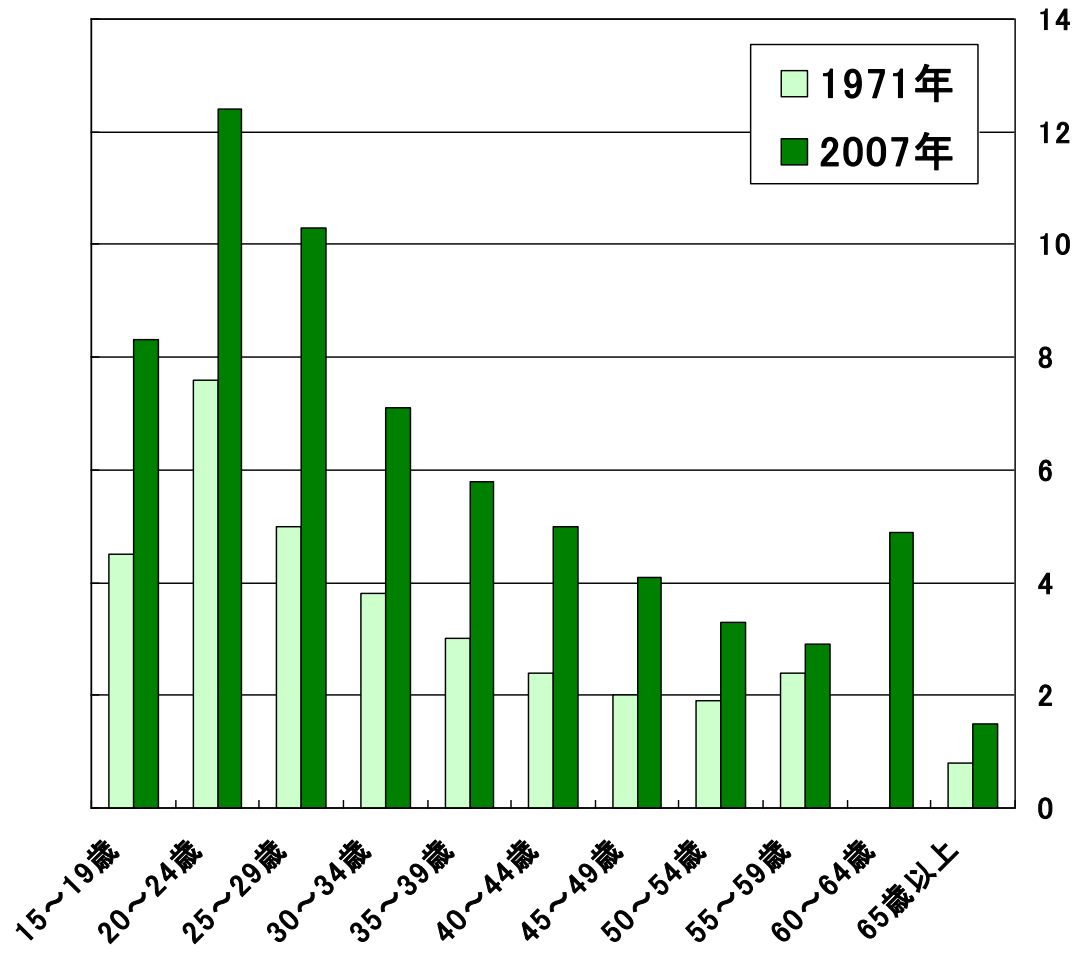
転職者比率の推移

過去1年以内に転職した者の比率は、80年代後半以降、特に女性を中心として、上昇傾向にある。現在と1970年頃を比較すると、すべての年齢層で転職者比率が上昇している。

男女別転職者比率の年次推移



年齢別(男女計)転職者比率



(注1)「転職者比率」とは、有業者に占める過去1年間の転職就業者の割合。

(注2)1971年の年齢別転職者比率は、60~64歳の分を55~59歳の分に算入している。

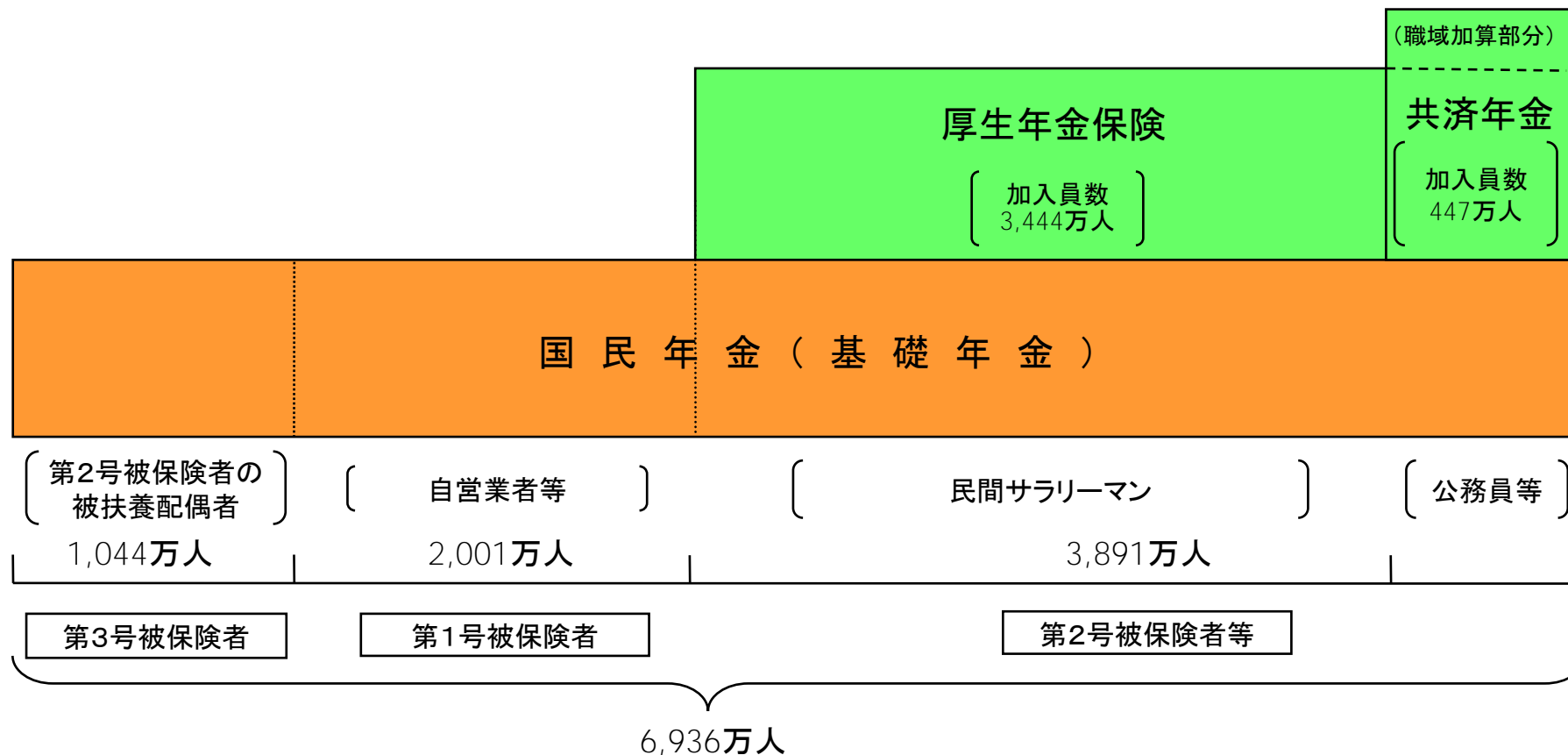
資料出所： 総務省「就業構造基本調査」

年金

現行年金制度の仕組み

- 公的年金制度は、若年世代が高齢世代を支える世代間扶養を行う仕組み。
- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成20年度末)

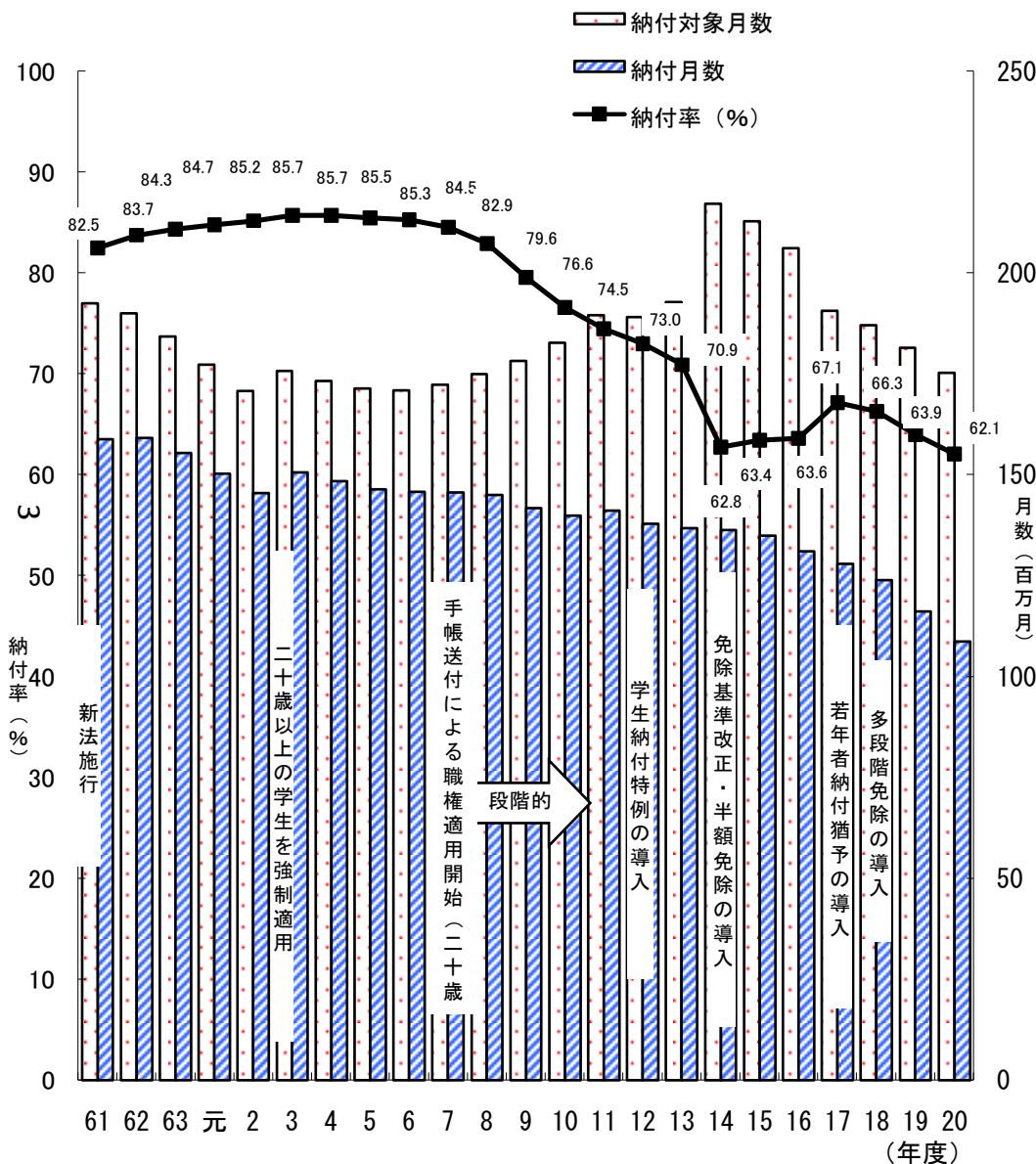


第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○ 20歳以上60歳未満の自営業者、 農業者、無業者等	○ 民間サラリーマン、公務員	○ 民間サラリーマン、公務員 に扶養される配偶者
○ 保険料は定額 ・平成22年4月現在 月15,100円 ・平成17年4月から毎年280円引き 上げ、平成29年度以降16,900円(平 成16年度価格)で固定 ※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の 動向に応じて変動。	○ 保険料は報酬額に比例 (厚生年金) ・平成21年9月現在 15.704% ・平成16年10月から毎年 0.354%引き上げ、平成29年度 以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担	○ 被保険者本人は負担を 要しない ○ 配偶者の加入している 被用者年金制度(厚生年 金又は共済年金)が負担

基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,936万人(平成20年度末)
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,593万人(平成20年度末)
- 国民年金保険料 15,100円(平成22年度)
※ 保険料納付率: 62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額 老齢基礎年金 月66,008円(平成22年度)
※ 平均額: 月5.4万円
(基礎年金のみの受給者平均額は月4.85万円) (平成20年度)
- 老齢厚生年金 月232,592円(平成22年度、夫婦2人分の標準的な額)
※ 平均額: 月16.7万円(単身、基礎年金を含む) (平成19年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.0兆円(平成21年度予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 10.8兆円(平成21年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 49.7兆円(平成21年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 124兆円(平成20年度末、時価ベース)

国民年金保険料の納付状況



① 平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)

② 平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

※ 現年度納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

無年金者数の推計

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

} 118万人

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。